

30 借換保証[条件変更改善型借換保証(リスク改善借換)]

条件変更改善型借換保証(リスク改善借換)は、中小企業・小規模事業者の皆さまが、経営改善の見込まれる事業計画を策定することを前提として、返済緩和を行った保証付融資を借り換えることにより、資金調達の円滑化を図る保証です。

対象となる方	信用保証協会の保証付借入金の全部または一部について返済条件の緩和を行っており、金融機関および認定経営革新等支援機関の支援を受けつつ、自ら事業計画の策定ならびに計画の実行および進捗の報告を行う方																																
資金使途	既往の保証付借入金の返済資金 (注)新たな融資を上乗せする場合は、当該返済資金以外の事業資金を含みます。																																
保証限度額	2億8,000万円(組合の場合4億8,000万円) (注)一般の普通保険(2億円(組合4億円))および無担保保険(8,000万円)の範囲内とします。																																
保証期間	15年以内(うち据置期間1年以内*) ※既往の保証付借入金の返済資金以外の事業資金(新規の融資分)を含む場合は、据置期間2年以内とします。																																
貸付形式	証書貸付																																
返済方法	原則として、均等分割返済																																
貸付利率	金融機関所定利率																																
担保	必要に応じて提供していただきます。																																
連帯保証人	原則として、法人の代表者を除き不要																																
保証料率	経営状況に応じて決定(下表参照) <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">保証料率区分</th> <th>①</th> <th>②</th> <th>③</th> <th>④</th> <th>⑤</th> <th>⑥</th> <th>⑦</th> <th>⑧</th> <th>⑨</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">責任共有 保証料率</td> <td>貸借対照表あり</td> <td>1.90%</td> <td>1.75%</td> <td>1.55%</td> <td>1.35%</td> <td>1.15%</td> <td>1.00%</td> <td>0.80%</td> <td>0.60%</td> <td>0.45%</td> </tr> <tr> <td>貸借対照表なし</td> <td colspan="9">1.15%</td> </tr> </tbody> </table> (注)会計処理に関する割引および有担保割引の適用が可能です。詳細はP2をご参照ください。	保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%	貸借対照表なし	1.15%								
保証料率区分		①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨																							
責任共有 保証料率	貸借対照表あり	1.90%	1.75%	1.55%	1.35%	1.15%	1.00%	0.80%	0.60%	0.45%																							
	貸借対照表なし	1.15%																															
保証割合	責任共有制度対象																																
必要書類	所定の申込書類のほか、以下の書類の添付が必要です。 ①状況説明書 ②事業計画書 ③認定経営革新等支援機関による支援内容を記載した書面(事業計画書に記載されている場合は不要)																																
その他注意事項	<金融機関が行う支援および報告> ①金融機関は、中小企業者等から、四半期に1回、計画の実行状況の報告を受けるものとします。 ②金融機関は、認定経営革新等支援機関と連携し、中小企業者等に対し、計画の策定支援や経営支援を行うものとします。 ③金融機関は、原則として年1回中小企業者等の事業年度毎に、協会に対し、中小企業者等の計画の実行状況とともに、金融機関、認定経営革新等支援機関の経営支援状況の報告が必要です。 ④金融機関は中小企業者等の実行状況を踏まえ、認定経営革新等支援機関と連携し、必要に応じて、中小企業者等に対し、計画の修正に係る指導・助言や追加的な経営支援を行うものとします。																																

※上記は制度の概要であり、詳細につきましては各事務所・支所までお問い合わせください(お問い合わせ先は裏表紙をご覧ください)。